

望月FP 社会保険労務士事務所 所長

望月 厚子 (もちづき あつこ)

社会保険労務士、ファイナンシャル・プランナー (CFP)。個人および法人の相談業務、労働・社会保険に関するコンサルティング業務、新聞・雑誌等への執筆、各種セミナー講師を務める。日本年金機構の年金事務所に年金相談業務に携わる。専門職後見人。



今回の
知りたい!
Point

繰下げ受給をライフプランにどう生かす? 繰下げ受給の基本と在職老齢年金



老齢基礎年金と老齢厚生年金は、原則65歳で受給できますが、希望すれば、最大75歳まで(昭和27年4月1日以前生まれの人(または平成29年3月31日以前に老齢基礎(厚生)年金の受給権が発生している人)は、70歳(権利発生から5年後)まで)受給を繰り下げることができます。繰り下げた期間に応じて年金額が増額します。なお、特別支給の老齢厚生年金は繰下げの対象となりません。

65歳時に老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給パターンを選択

特別支給の老齢厚生年金を受けている人が65歳になったときは、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることとなります。65歳の誕生月の初めごろ(1日生まれの人は前月の初めごろ)に日本年金機構から「年金請求書(ハガキ)」が送付されます。65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受ける場合は、期日までに年金請求書を提出します。なお、老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に繰り下げて受け取ることもできます。老齢基礎年金、老齢厚生年金を別々に繰り下げすることもできます。この場合、年金請求書の「老齢基礎年金のみ繰下げ希望」または「老齢厚生年金のみ繰下げ希望」のどちらかにチェックを付けて提出します。なお、老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方を繰り下げるときは、年金請求書の提出は不要です。

65歳からの年金受給4つのパターン

65歳からの年金受給は、4つのパターンがあります。①両方の繰下げを希望⇒老齢厚生年金と老齢基礎年金の両方を繰り下げます。65歳時の手続きは不要ですが、繰下げした年金を受給したいタイミングでの手続きが必要です。受給の選択肢は、2つあります。(a)66歳以降に増額した年金を受給。(b)65歳にさかのぼって受給していない年金を一括で受け取る((b)は年金額は増額されません)。②老齢厚生年金のみを繰下げ希望⇒老齢基礎年金だけを65歳から受給し、老齢厚生年金は繰り下げて希望するタイミングで請求し、増額した老齢厚生年金を受け取ります。老齢厚生年金に加給年金額が加算される場合、繰下げ期間中は、加給年金額も支給停止になります。③老齢基礎年金のみ繰下げを希望⇒老齢厚生年金だけを65歳から受給し、老齢基礎年金は繰り下げて希望するタイミングで請求し、増額した老齢基礎年金を受け取ります。老齢基礎年金に振替加算が加算される場合、繰下げ期間中は振替加算も支給停止になります。④どちらも繰下げを希望しない⇒老齢基礎年金と老齢厚生年金を65歳から受給します。提出期日までに年金請求書を提出します。

在職老齢年金の支給停止分は繰下げ受給の対象外

60歳以上で厚生年金保険に加入している人は、特別支給の老齢厚生年金または老齢厚生年金の額と給与や賞与の額(総報酬月額相当額)に応じて、年金の一部または全額が支給停止になります。在職中の場合、「在職老齢年金を適用したと仮定した場合に受給する老齢厚生年金の額」が繰下げの計算の基礎となります。つまり、在職老齢年金の適用で支給停止(減額)されている老齢厚生年金の額は、繰下げの増額の対象外となります。

もうすぐ65歳。繰下げ受給を検討しているFさんのケースを見てみましょう。

繰下げ受給を選択して年金を増額したい。 自分に合った繰下げ受給はどのパターン?

もうすぐ65歳ですがしばらくは今の会社で働く予定ですので、65歳から繰下げ受給を選択して年金を増額したいと考えています。繰下げ受給にはいろいろなパターンがあるようですが自分に合った受給方法についてアドバイスをお願いします。

●Fさん(64歳男性。標準報酬月額38万円(在職老齢年金の支給停止なし)。65歳から老齢基礎年金75万円、老齢厚生年金100万円、加給年金額40万円を受けられる。妻61歳、パートタイマー。65歳から老齢基礎年金78万円、振替加算1万円、老齢厚生年金9万円を受給予定)



※年金額は令和6年度の額。上記プロフィールの1万円未満は切り捨てて表記。

STEP 1 4つの受給パターンから自分のライフプランに合わせて選択しよう

繰下げ受給には4つのパターンがあります。

受給パターン	受給方法	加給年金額
①両方を繰下げ	(a)66歳以降に増額した年金を受給	繰下げ期間中は支給停止される
	(b)65歳にさかのぼって受給していない年金を一括で受け取る	65歳にさかのぼって受給していない加給年金額を一括で受け取る
②老齢厚生年金のみ繰下げ	・老齢基礎年金だけを65歳から受給 ・老齢厚生年金を繰り下げて66歳以降に増額した年金を受給	繰下げ期間中は支給停止される
③老齢基礎年金のみ繰下げ	・老齢厚生年金だけを65歳から受給 ・老齢基礎年金を繰り下げて66歳以降に増額した年金を受給	妻が65歳になるまで加算される
④どちらも繰り下げない	・65歳から増額しない老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給	妻が65歳になるまで加算される

STEP 2 65歳時点で繰下げ受給を選択後、一括受給に変更することもできる

Fさんのご希望で、①と③を計算してみました。

受給パターン	受給方法	年金額
①両方を繰下げ	(a)1年間(8.4%増額)繰り下げて66歳から増額した年金を受給	老齢厚生年金⇒108万4,000円+加給年金額40万円=148万4,000円 老齢基礎年金⇒81万3,000円 合計額229万7,000円
	(b)65歳にさかのぼって受給していない年金を一括で受け取る	65歳時点の老齢厚生年金100万円+老齢基礎年金75万円+加給年金額40万円 一括で215万円
③老齢基礎年金のみ繰下げ	・老齢厚生年金だけを65歳から受給 ・老齢基礎年金を1年間(8.4%増額)繰り下げて66歳から増額した年金を受給	老齢厚生年金⇒100万円+加給年金額40万円=140万円 老齢基礎年金⇒81万3,000円 合計額221万3,000円

妻が65歳(夫が68歳)になるまでの受取額を比較すると、①(a)は229万7,000円×2年間(繰下げ後)=459万4,000円です。①(b)は、215万円×3年間=645万円です。③は、140万円(1年目は老齢厚生年金+加給年金額)+221万3,000円×2年間=582万6,000円です。Fさんの場合、選択のポイントは加給年金額にあるといえるでしょう。なお、繰下げにより、老齢年金額が増額した場合、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響する場合があります。



ポイントチェック 66歳以降に繰下げ受給を希望し、老齢年金を受給していない人に対して、66歳から74歳までの間、毎年「繰下げ見込額のお知らせ」が送付されます。送付時期は、誕生月初旬(1日生まれの人は前月初旬)

です。内容は、受給権発生年齢時点の年金見込額、送付年齢時点まで繰り下げた場合の年金見込額、在職による支給停止となる額などです。加給年金額や振替加算などは含まれていませんので、詳細は年金事務所等で確認しましょう。